

関市立下有知小学校
保護者 様

警報が発令された場合の措置について

関市教育委員会
関市立下有知小学校

警報が発令された場合、児童の登下校について次のように対応して下さるようお願いいたします。

1. 関市に暴風・大雨・洪水警報及び特別警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

(1) 児童が登校する以前に上記の警報が発令されている場合

- ①警報が解除されるまで、家庭で待機させてください。
- ②始業時刻の2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり登校させてください。
- ③始業時刻の2時間前から午前11時までの間に解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始します。
- ④午前11時までに解除されなかった場合は、休業となります。
ただし、②③の場合において、道路や橋の損壊などで危険な場合、または自家の被害が大きい場合などは、登校の必要はありません。
そのときは、必ず学校へ連絡してください。(TEL: 22-2029)

(2) 児童が登校してから警報が発令された場合

- ①学校で待機をさせます。
- ②下校時刻までに警報が解除された場合は、通学路の安全を確認したのち、教員の引率による集団下校をします。ただし、安全の確保ができない場合は、学校で待機させ、保護者の引き渡しによる下校をします。
- ③下校時刻になっても解除されない場合は、警報が解除になり、安全が確保されるまで学校で待機をさせます。また、状況により可能な場合は保護者への引き渡しを実施します。
- ④いずれの場合も、緊急メール等によって家庭に連絡します。

2. 関市に大雪警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

- ①大雪警報が発令された場合学校から特別に指示のない限り、平常通り登校させてください。
- ②指示が必要な場合は、緊急メール等により行います。
- ③地域(特に通学路など)で危険箇所気付かれた場合は、直ちに学校へ連絡してください。
また、安全が確認されるまで登校を見合わせてください。

このプリントは、目につきやすい場所に掲示しておいてください。